

Title	中国朝鮮語の規範化方針の転換の軌跡とその可能性 : 『朝鮮語規範集』(2016年)での修正を手掛かりに
Author(s)	植田, 晃次
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2018, 2017, p. 31-42
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/70001
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

中国朝鮮語の規範化方針の転換の軌跡とその可能性 — 『朝鮮語規範集』(2016年)での修正を手掛かりに—

植田晃次

1. はじめに

朝鮮民族はいわゆる「跨境民族(kuàjìng mínzú)」であり、朝鮮語は平壤文化語¹・ソウル標準語、そして中国の少数民族語としての朝鮮語(以下、「中国朝鮮語」)の3つの規範を持つ。

中国での朝鮮語規範化はハングル綴字法統一案(1933年)を出発点に、平壤の規範を準用した時期を経て、その時々々の政治状況の揺れの影響を受けながら、実務での必要性から出版・マスコミなどの朝鮮語関連機関が内部で独自に規範化に取り組んだ時期を迎える。その後、1977年に規範集の試用方案を、さらには1985年によく「誰もがみな義務的に守らなければならない社会的規範であり、今後、文を書いたり話したりする時、必ずこれに準じなければならない」(前書き)という全国的な統制力を明示した規範集を持つに至った。大まかにいえば、従来の中国朝鮮語は、ハングル綴字法統一案を土台として、漢語(中国語)との相克の中で基本的には平壤文化語の規範を準用しつつその規範を確立してきた。しかし、中韓外交関係樹立以降、大量の韓国の朝鮮語との接触や情報伝播形態の変化とも相まって、新たな相克の波に揉まれることになった。その過程で、1985・1996・2007・2016年とおよそ10年サイクルで規範集の見直しが行われてきた²。

中国朝鮮語の変遷や規範化については、1990年代後半以降の主な単著に限っても、多くの研究がある(北京大学朝鮮文化研究所1995、宮下2007³、金永寿2012、金永寿・金莉娜2015、金光洙2015など)。なかでも金永寿(2012)は、2016年規範集執筆の当事者となるひとりが南北朝鮮と中国の規範の差異を整理した上で項目別の提案をも示しており興味深い⁴。また、中国刊行の朝鮮語学・朝鮮語教育雑誌である『中国朝鮮語文』(吉林省中国朝鮮語文雑誌社)でも折に触れ、関連する論考が掲載されている。これらは中国朝鮮語文叢書(全34巻、池光哲・金桂花 主筆、2015～2017年、民族出版社)にも池光哲(2016a・2016b)として再録されている。日本での論考では前掲の宮下(2007)の他、語彙規範の変遷を扱った熊谷(1995)や言語条例を考察する中で規範化に触れた李守(2008)などもある。本稿の筆者も、植田(1996・2000)で中国朝鮮語の規範制定者の規範語観や語彙規範の問題点について論じたことがある。しかし、近年は状況が変化しつつあるものの、中国刊行のものには部外者が確認し難い史資料・文書に基づいた記述や内容の不正確さが散見される場合がある。そのため、資料を取り巻く当時の状況からとりわけ国外の研究者は二次資料に基づかざるを得ない部分があるという限界がある。

¹ 従来は「朝鮮文化語」と呼ばれていたが、近年は通常「平壤文化語」と称される。便宜上、本稿では前者の呼称の時期も含め後者を用いておく。

² 以下、それぞれを「2016年規範集」のように略称する。

³ 本書は特に「参考文献」(137～145頁)に誤字・脱字が非常に多くある等、参照に当っては注意を要する。

⁴ 実際の2016年規範集では、ここでの提案とは異なる点も見られる。

本稿ではまず、現行の規範集に直接つながると考えられる『朝鮮語分かち書き(草案)』(1969年)以降に内部発行を含め出版社から刊行された中国朝鮮語の規範集について原物資料に基づいて書誌を整理する。その上で、独自の規範化を続けてきた中国朝鮮語の規範、とりわけ2016年規範集での修正を手掛かりに、中国朝鮮語の規範化方針の転換の軌跡と可能性について検討する。なお、2016年規範集では分かち書きや文書符号法の大きな修正が見られ、朝鮮語紙『吉林新聞』はこの規範集の普及開始を2017年の朝鮮族社会10大ニュースの1つに選んでいる⁵。

2. 規範集の書誌

植田(1996)では、当時入手し得た規範化文献から公的機関によるもの8種、その他によるもの1種を取り上げて紹介し分析を試みた⁶。一部重複するが、本稿では1969年から現代までの『朝鮮語規範集』(前身の3冊を含む)を原物主義の立場により整理する。原物主義⁷とは、日本近代朝鮮語教育史研究で本稿の筆者らが採っている方法論である。ところで、本稿が対象とする文献のうち、影印されているもの(高永根2000)もある。原物主義に対しては、書誌学的な考察に重点を置くのではなく資料の特徴を捉えることが主目的である場合には、デジタル化資料を利用しても重大な欠点とはならないという反論もなされる(例えばパク=キョン2016:124)。しかし、本稿の筆者が原物主義に依る理由は、影印本(デジタル化資料も同様である)には、意図的・非意図的に拘わらず、原物の状態が恣意的に保存されていない場合や著しくは改変・改竄されている場合があったり、そもそも疑義があっても確認することができないためである。また、「直接原本にあたるほうがよいのは言うまでもないが、時間の面でも費用の面でも大きな負担となるし、全体像を見渡すには影印本でも特に支障はないと思われる。」という主張もある(吉本2012:55)。しかしながら、本稿の筆者の10余年の経験に基づけば、如何なる素性のものを影印・デジタル化したのか明らかにしていない、また、知的生産物に対する倫理的な問題がクリアーではないものが多い、そもそも上述のように研究途上の疑義を確認できないという問題点に逢着した。このような問題点がある以上、まっとうな研究においては、能う限り考察の対象そのものの資料としてこれらの使用は避けるべきであり、原物を資料とする労力(や吉本のいう「時間」・「費用」)を惜しむことは論外であると考えからである。これは現代の資料でも基本的に同様である⁸。資料の原物へのアクセスも以前に比し容易になった現状にも鑑み、本稿でも、少なくとも規範集と関連する規範化文献は原物を手に取った上で確認することにする。

書誌を示す前に、ここでは金永寿(2018)と太平武(2017)に基づき中国での朝鮮語規範化の時期区分を整理しておく(表1)。

⁵ 『吉林新聞』が選んだ2017年朝鮮族社会10大ニュース(「吉林新聞ニュース」ウェブサイト、発表時間:2017.12.31 22:16:36、http://kr.chinajilin.com.cn/society/content/2017-12/31/content_196444.htm、2018年4月28日最終接続)>(*・※については、注37を参照)

⁶ ここでは規範集の他に関連する規範化文献についても検討・紹介した。

⁷ 植田(2012:204)参照。なお、本稿は「原物主義」を採るが、漢語の表記には原則として日本語で通常用いられる漢字を用いる。また、朝鮮語は日本語に訳して示している。

⁸ 植田(2016a)はその試みである。

金永寿(2018:5)		太平武(2017:24-27)	
1945～1953	「ハングル綴字法統一案」に従っていた時期	1945～1954	朝鮮のものを直接受容していた時期
1954～1969	朝鮮の規範に従っていた時期	1954～1976	中国の現実と朝鮮のものを接ぎ木していた時期
1970～1976	自らの規範を模索し制定していた時期		
1977～1992	政府の主導下に自らの規範を制定・実施していた時期	1977～1992	中国朝鮮語規範化事業の成熟発展の時期
1992～	韓国語規範の衝撃と言語電算化等の影響で現有の規範を修正・調節していた時期	1992～	中国朝鮮語規範化事業の韓流による動揺時期

表 1 中国での朝鮮語規範化の時期区分⁹

1945～1953(1954)年の時期の命名が両者で異なっているが、太平武(2017:24)はこの時期について、「…1946年にハングル学会で修正した「ハングル綴字法統一案」を基礎に朝鮮で使っていた文法教科書と規範がそのまま中国に直輸入され使ってきた時期…」としており内実には大差がない。また、1954年～1976年の時期を金永寿が2分しているのに対し、太平武はまとめているが、何度かの漢語への接近の強化とその揺り戻しが起こるこの時期を大きく見れば両者の基本的見解にはさして違いはないと見て差支えないだろう。

管見の限り、以下の規範集を原物により確認できた¹⁰。発行年月、『書名』、編著者等、出版社、統一書号またはISBN、定価、頁数、発行部数、「開本」(横×縦の実測値)の順に示す¹¹。

- 1969年12月 『朝鮮語分ち書き(草案)』、不記載、延辺人民出版社、M9136・315、0.03元、18頁、20000冊、奥付なし¹²(132×185mm)
- 1974年7月 『朝鮮語標準発音法(草案)』、延辺朝鮮族自治州毛主席著作翻訳出版辦公室言語研究小組、延辺教育出版社(内部発行)、M7092・1、0.19元、115頁¹³、11000冊、不記載(129×184mm)
- 1974年9月 『朝鮮語綴字法(草案)』、延辺朝鮮族自治州毛主席著作翻訳出版辦公室言語研究

⁹ 他にもより政治的時期区分に準じた分け方もある(例えば、李守2008:45など)。なお、本稿では朝鮮語を日本語に訳す際、便宜上、*조선*を朝鮮、*한국*を韓国と置き換えておく。

¹⁰ [延辺人民出版社](1983)による限り、少なくとも延辺人民出版社からはこれ以外の書籍は刊行されていない。なお、太平武(2017:27)は「1964年度に至り中国朝鮮語規範化草稿が現れた」と述べている。

¹¹ ISBNの10桁または13桁の数字以外に記号等がある場合は併せて示す。また、[延辺人民出版社](1983)の記述と刊行月・発行部数等に齟齬がある場合は原物に基づいて示す。

¹² 原物には奥付はなく、表紙には書名(朝鮮語分ち書き(草案))と発行年(1969年)のみ明記されている。本稿の筆者が確認し得た原物を見る限り、奥付は元からないようである。本稿では、[延辺人民出版社](1983:761)・池玉子等(1992:314)に記載のものと推定した。また、金永寿(2012:10)では、朝鮮族語言問題毛沢東思想学習班で通過した草案であり、1970年1月から正式に実施されたとしている。

¹³ 25頁以降は『朝鮮語標準発音法(草案)』解説である。

- 組[マ]、延辺人民出版社(内部発行)、M9136・24、0.24元、134頁¹⁴、13000冊、不記載(129×184mm)
- 1977年11月 『朝鮮語規範集(試用方案)』¹⁵、東北三省『朝鮮語規範集』執筆小組、延辺人民出版社、M9136・29、0.12元、58頁、30000冊、不記載(129×183mm)
- 1985年1月 『朝鮮語規範集』¹⁶、東北三省朝鮮語文事業協議小組辦公室、延辺人民出版社、M9136・45、0.60元、126頁、50000冊、787×1092 1/32(128×183mm)
- 1996年7月 『朝鮮語規範集(修正補充版)』、中国朝鮮語査定委員会・東北三省朝鮮語文事業協議小組辦公室、延辺人民出版社、7805994900/H・7(民文)、22.00元、636頁、1300冊、850×1168 1/32(144×209mm)
- 2007年9月 『朝鮮語規範集』、中国朝鮮語査定委員会、延辺人民出版社、9787806988428(民文)、98.00元、724頁、1080冊、787×1092 1/16(173×237mm)
- 2016年12月 『朝鮮語規範集』、中国朝鮮語査定委員会、延辺教育出版社、9787552454932(民文)、49.00元、288頁、不記載、787×1092 1/16(179×246mm)

文化大革命中に刊行された『朝鮮語分ち書き』・『朝鮮語標準発音法』・『朝鮮語綴字法』はすべて「草案」である。このうち少なくとも「標準発音法」と「綴字法」はそれぞれ自治州レベルで編纂され、「…まだ『討論稿』」であり広範な群衆の意見を聴取するために内部に発行する。」(標準発音法「前書き」)、「…『討論稿』」でありより広範な工農兵群衆と言語工作者の意見を聴取するために内部に発行する。」(綴字法「前書き」)と明記されていることから意見聴取用のたたき台であることがわかる。

3. 2016年規範集の修正過程と実行・普及過程

2016年規範集は「前書き」で、次のように修正の必要性について述べている。

社会的属性を持つ言語文字は時代の発展と相まって変化せざるを得ない。中国朝鮮語の実情について見ても、最後の朝鮮語規範集が出た2007年から現在まで無慮10年という歳月が流れる間に少なからぬ言語変異が生じ、言語電算化の発展と相まって、朝鮮語の綴字法・分ち書き等に対する科学性の要求がいっそう高まっている。／本規範集は現在の言語実態に照らし、朝鮮半島との共同成分を増やし、言語規範原理、すなわち「科学性・連続性・漸進性・大衆性を等しく考慮する原則」に従い、2007年の『朝鮮語規範集』を基

¹⁴ 23頁以降は『朝鮮語綴字法(草案)』解説」である。

¹⁵ [延辺人民出版社](1983:1087)では、加えて2刷についても「1978.2 1版2次印刷 32開／書号:M9136・29 印数:30,250冊 定価:0.12元」と挙げられている。『朝鮮語規範集(試用方案)』解説(東北三省『朝鮮語規範集』解説)執筆小組、延辺人民出版社、1978年11月、M9136・32、0.48元、234頁、20000冊、規範集以外の規範化文献の「開本」と横×縦の実測値は略す)*が別途刊行されている。また、1977年規範集を受けて、『綴字法が変わった単語について』(劉銀鍾、遼寧人民出版社、1979年6月、M9090・2、0.11元、63頁、9100冊)*が刊行されている。

¹⁶ 『朝鮮語規範集』解説(東北三省『朝鮮語規範集』解説)執筆小組、延辺人民出版社、1986年10月、M9136・48、2.00元、404頁、1430冊)*が別途刊行されている。

に4則を網羅した部分的内容を修正・補充した。

この修正作業は次のような過程を踏んで規範集の刊行に至っている¹⁷。

2015. 2 東北三省朝鮮語文協議領導小組が中国朝鮮語査定委員会¹⁸(責任者:延辺大学教授 金永寿・金光寿・金哲俊)に委託
2015. 2 上記責任者が朝鮮語学の元老・崔允甲教授から修正意見を聴取
2015. 3 「三協」事務室幹部との修正方案・実施方案の研究、延辺教育出版社での調査研究を経て、第1次修正(約4カ月間)に着手
- 専門家討論会議を開催し、第2次修正すべき各項条目を専門研究討論し、言語文字使用機関責任者の参加のもとに朝鮮語「4則」規範修正案を聴取し、これに基づき第2次修正
2015. 12 中国朝鮮語査定委員会第27次会議を開催、修正した各項について原則的に通過、会議で吉林省民族事務委員会の金明哲副主任が朝鮮語規範化・標準化事業は朝鮮語文事業のうちでもっとも重要な一環であり、修正作業を必ず成功させなければならないと強調
2016. 1~5 会議での意見に従い、第4次修正
2016. 6. 1 最終修正専門家審査会議を開催(於延吉)、全修正内容を通過
2017. 3. 13 『朝鮮語規範集』発行式を開催(於長春)

また、この過程で2015年2月15日に修正方案(草稿)を制定し、全国の朝鮮語関連専門人たちの意見を収斂し、言論・出版業界を通じたアンケート調査を基に同年6月1日に規範原則修正と出版案を通過した¹⁹というように複数の専門家と関連機関の意見を聴取している。ここから前掲の専門家討論会議の時期はこの時と考えられる。

2017年3月13日の発行式(東北三省朝鮮語文協議領導小組辦公室主催)は長春市朝鮮族中学校で行われ、「…東北三省の民族事業当該部門の責任者、吉林省内の朝鮮語・文字を使用する行政・教育・新聞出版・放送・テレビなどの機関および吉林省内の一部朝鮮族中小学校の当該責任者等計100余名が参加した。」²⁰と報道されている。発行式では、規範集のお披露目と寄贈式、指導者の演説、発行业座談会が行われ、座談会では規範集出版関連事業の紹介と規範集の解説の後、朝鮮語・文字の教育対策を強く求める会議参加者の意見交流があったという²¹。また、

¹⁷ 『朝鮮語規範集』が新たにお目見えするまで(「吉林新聞ニュース」ウェブサイト、発表時間:2017. 3. 14 10:13:35、http://kr.chinajilin.com.cn/sports/content/2017-03/14/content_184625.htm、2018年4月28日最終接続)*から抜粋・要約。ここでは第3次修正の時期は明記されていない。

¹⁸ 「東北三省朝鮮語文協議領導小組事業要綱に依って設立された朝鮮語規範化・標準化審査組織であり、国家から割り当てた当該の朝鮮言語文字規範化・標準化等の課題の研究開発と管理に責任を持つ」組織である。(前掲『朝鮮語規範集』が新たにお目見えするまで)

¹⁹ 「朝鮮語新規範、12月出帆実施の展望」(「吉林新聞ニュース」ウェブサイト、発表時間:2016. 11. 01、15:55:38、http://kr.chinajilin.com.cn/sports/content/2016-11/01/content_179779.htm、2018年4月30日最終接続)*

²⁰ 『朝鮮語規範集』(2016年修正版)発行式、長春で(「吉林新聞ニュース」ウェブサイト、発表時間2017. 3. 13 21:41:13、http://kr.chinajilin.com.cn/sports/content/2017-03/13/content_184613.htm、2018年5月2日最終接続)

²¹ 『朝鮮語規範集』(2016年修正本)発行式、長春で『中国朝鮮語文』2017年第3号、吉林省中国朝鮮語文

東北三省朝鮮語文協議事業座談会(2017年6月6日開催)での金明哲副主任の総括発言によれば、国内の朝鮮語・文字使用機関と群衆に規範集が無料で配布されたという²²。

以上で見たように、規範集の修正は企画から発行までがトップダウンで行われている。

さらに、このように世に出された規範集の実行・普及も同様にトップダウンで行われる。

発行式後、少なくとも以下の2回の全国レベルと自治州レベルの関係者を対象とした「講習班」が東北三省朝鮮語文協議領導小組辦公室主催で開催されたことが確認できる²³。第1期は7月20日～21日に長春で開催され、北京・東北三省の学校・教育学院・出版社・放送局・雑誌社・新聞社などの当該事業従事者計120名が参加した。講習内容は、金光洙・金永寿(ともに延辺大学教授)・崔紅梅(民族出版社編審)・金哲俊(延辺大学教授)がそれぞれ「朝鮮語規範の新たな変化」・「朝鮮語標準発音法および文章符号法」・「朝鮮文編集過程でしばしばぶつかる問題」・「朝鮮語分かち書き」等を巡り講義するというものである。第2期は7月25日～26日に図們で開催され、延辺地域の同様の当該事業従事者120余名が参加した。このように、規範集の執筆者3名を含む講師が直々に内容を講義するものである。

これを受け、朝鮮語関連の各機関でも新規規への移行が行われる。主要な文学・芸術雑誌の移行状況は次の通りである。月刊誌『延辺文学』では第4期(4月15日発行)、隔月刊誌『長白山』(3月11日発行)・『トラヂ』(3月15日発行)・『芸術世界』(4月20日発行)・『文化時代』(4月20日発行)ではそれぞれ第2期に、すなわちおおむね2017年3月～4月発行号から新規規に移行したことがわかる。このうち、『芸術世界』2017年第2期には「おしらせ」として、「東北三省朝鮮語文協議領導小組事務局から発布した『朝鮮語規範集』(2016年修正本)実施に関する通知」の要求と延辺人民出版社の決定に従い、本号から『朝鮮語規範集』(2016年修正本)の規定に基づき、原稿編集と雑誌の出版を行うことになったこととお知らせ致します。」(143頁)と新規規への移行について明示されている。ここからもしかるべき機関からの通知の到達を受けて移行が実施されたというトップダウンの様子がわかる。

4. 2016年規範集での修正状況

4. では、主に2007年規範集から2016年規範集への修正状況について整理する。

まず、規範には大きく分けて、「4則」規範²⁴と語彙規範に大別される。「4則」規範とは、標準発音法・綴字法・分かち書き・文書符号法から成る。語彙規範とは語彙規範化の原則・細則・統一案などから成る。

雑誌社、表紙2

²² 「東北三省朝鮮語文協議事業座談会、長春で開催」(「延辺ラジオ・テレビ放送局」ウェブサイト、2017.06.09 08:58、<http://www.iybtv.com/p/137874>、2018年5月1日最終接続)*

²³ 「2017年「朝鮮語規範」講習班、長春で」(「吉林新聞ニュース」ウェブサイト、発表時間 2017.7.21 15:21:23、http://kr.chinajilin.com.cn/sports/content/2017-07/21/content_189344.htm、2018年4月30日最終接続)*、「2017年第2期「朝鮮語規範」講習班、図們で」(「吉林新聞ニュース」ウェブサイト、発表時間 2017.7.26 11:40:31、http://kr.chinajilin.com.cn/edu/content/2017-07/26/content_189520.htm、2018年4月30日最終接続)*

²⁴ 1996年規範集では「4法」規範、それ以前の規範にはまとめた命名はない。

まず、金哲俊(2017)に依り 2016 規範集での「4 則」規範の修正部分をまとめる。

発音法：章立て変更のみ

綴字法：1) 母音の順序変更、2) 子音名変更、3) 終声の順序変更

分かち書き：1) 総則の変更、2) 条項の変更、3) 内容の変更[(1) 不完全名詞の分かち書き、(2) 数詞の分かち書き、(3) 代名詞の分かち書き、(4) 動詞と形容詞の分かち書き、(5) 補助用言の分かち書き]

文章符号：1) 総則の変更、2) 文章符号の種類と名前の変更、3) 中黒(・)の使用、4) 引用符(“ ”と‘ ’)の使用、5) しろしかく(□)の使用

次に、金哲俊(2017)では触れていない語彙規範の変動について示す。

2007 年規範集には収録されていたが 2016 年規範集で削除された項目は次の通りである。()内はその項目が新設された規範集の発行年である。

査定案：第 1 次方言語彙(1996)²⁵

統一案：朝鮮語名詞・述語、外来語表記、機関・工場・企業所・事業所の朝鮮語名称²⁶(1985)、体育号令、外国音楽家名表記(以上 1996)、国(地区)および首都(首府)名、朝鮮語化学元素名、中国少数民族名称の朝鮮語、サッカー用語(以上 2007)

統一案漢朝対照表：朝鮮語名詞・述語、外来語表記、機関・工場・企業所・事業所の朝鮮語名称²⁷、体育号令、外国音楽家名表記(以上 1996)、中国少数民族名称、刑法罪名、サッカー用語(以上 2007)

また、朝鮮語名詞・述語統一案(1985)と朝鮮語名詞・述語統一案漢朝対照表(1996)が削除されている代わりに 2007-2015 年名詞・述語統一案が新設されているが、漢語に対応する朝鮮語を示す従来の「統一案漢朝対照表」の形式になっている。なお、2007 年規範集にはなく、2016 年規範集で新設された規範には、楽器の朝鮮語名称があり、西洋楽器と中国楽器の名称から成る²⁸。

5. 規範化方針の転換の軌跡

中国の朝鮮語規範化において、1963 年 6 月 28 日に周恩来総理が「平壤のことば」に従って学ぶという方針を指示したことが知られている。1985 年規範集では、この方針が「朝鮮語名詞・述語は平壤のことばを基準として従い学べ」という周総理の指示に基づき言語の民族化と言語

²⁵ 「1996 年規範集で新設され、2007 年規範集まで収録された第 1 次方言語彙査定案が 2016 年規範集で削除された」の意。

²⁶ 1985 年規範集では漢語に対応する朝鮮語を示すもので機関・工場…統一案漢朝対照表の形式に準じている。1996 年規範集から朝鮮語に対応する漢語を示す形式に改められた。

²⁷ 前注を参照。

²⁸ 1985 年規範集から 1996 年規範集への修正の間に、『朝鮮語語彙規範集(1)』(中国朝鮮語査定委員会・東北三省朝鮮語文事業協議小組辦公室、東北朝鮮民族教育出版社、1989 年 5 月、7543703688/G・366(民課)、1.30 元、8370 冊)*が刊行され、語彙規範の一部組み換えが行われた。これについては植田(2000:403-404)を参照。なお、同書には西洋楽器名表記統一案が設けられていたが、1996 年規範集では収録されていない。

の大衆性・科学性の要求にマッチするように規範化することで祖国の社会主義革命と社会主義建設のために、祖国の4つの近代化のために立派に服務できるようにする。」(「朝鮮語語彙規範」の「朝鮮語名詞・述語の規範化原則」と明確に謳われている。

しかし、1996年規範集(より正確には『朝鮮語語彙規範集(1)』、注28参照)からは、1985年規範集と同様に「東北三省朝鮮語文事業第2次実務会議(1978年12月5日)」で採択された同一の文書であることが明示されているにも拘らず、「平壤のことば」に従い学ぶという文言を含む段落はその前段落²⁹とともに削除され、具体的な4項目のみが示されている。これは従来閉ざされていた中国と韓国の人・物・情報の流動への扉が1980年代から次第に開かれ、1992年の両国の外交関係樹立以降、加速度的に増加した接触の結果であることは言うまでもない。

このような実情の中で、規範集が基づく方針も徐々に軌道修正されてきた。

1996年規範集は「前書き」で以下のように明示している(以下、引用での下線は植田)。

東北三省朝鮮語文事業協議小組では、朝鮮語規範化事業は中国朝鮮族の意思交換に有利でなければならないのみならず、朝鮮民族全体の意思交換にも有利にしなければならず、民族化・大衆化・科学化の要求にマッチさせなければならないという指導思想を確立し、7次の東北三省朝鮮語文事業実務会議を開き、中国朝鮮語査定委員会が成立されたのちには9次の中国朝鮮語査定委員会査定会議を開き、朝鮮語「4法」、朝鮮語名詞・述語規範化原則など諸般の規範化原則と語彙統一案を制定した。／今日われわれは国内で朝鮮語を使っている人々の需要と時代的要求に順応しようと在来の規範化原則と統一案を1つにまとめて『朝鮮語規範集(修正補充版)』を出版する。

また、語彙に関しては、1990年2月中国朝鮮語査定委員会第6次[実務]会議で審議・採択された「語彙整理した語の処理細則」で次のように示している。この記述はこの後2016年規範集にまで引き継がれている。

朝鮮の北と南で整理した語は東北三省朝鮮語文事業第2次実務会議で審議・採択した「朝鮮語名詞・述語の規範化原則」とわが国の言語生活の具体的実情に従い次のように処理する。／わが国の言語生活の現実的要求にマッチし科学性を持ってうまく整理された語は積極的に受け入れて使い、そうでないものはしばらく受け入れて使わないことを原則とする。2007年規範集ではさらに「前書き」で以下のように示している。

1977年から20年近くの間、国内の朝鮮語規範[マ]事業は語彙整理と漢朝対訳に偏重していたと言える。けれども、近年、海外から大量の外來語が押し寄せてきて国内の朝鮮語規範化作業は少なからぬ隘路と難関にぶつかることになった。もちろん国内の朝鮮語規範を巡って学者・専門家層で異なる主張と見解があることは事実である。しかし、現時点で自らのものを生かすと同時に国際的交流に助けとなるようにしなければならないという基本枠組みは変わってはいけないというところに意見を集めている。言語は社会現象であるために、

²⁹ 1978年規範集の規範化原則の冒頭には「朝鮮語名詞・述語の規範化事業では毛沢東思想の偉大な旗幟を高く掲げ言語に関するマルクス・レーニン主義理論を指針として党の民族語文政策を貫徹・執行する。」ともある。

当該社会の特徴を持つようになることは自明のことである。朝鮮半島の統一が成し遂げられたその時できえも国内の朝鮮語規範化作業は依然として存在することになるだろう。

さらに、2016年規範集は「…韓国と朝鮮で共同編纂中の『はらからことば大辞典』で通過した規範を主体として中国の朝鮮語だけの色合いを帯びさせた」³⁰という方針によりソウル標準語と平壤文化語の規範の折衷的な要素が散見されることになる。

これについて3.の冒頭で示した通り、「前書き」では従来の記述から一步踏み込んで「本規範集は現在の言語実態に照らし、朝鮮半島との共同成分を増やし、言語規範原理、すなわち「科学性・連続性・漸進性・大衆性を等しく考慮する原則」に従い、2007年の『朝鮮語規範集』を基に4則を網羅した部分的内容を修正・補充した。」と述べている。

2016年規範集の執筆者のひとりである金哲俊(2017:6)も規範修正の原則について、前書きの文言を使いながら「現勢」を説明した後、「伝統と実際を十分に考慮して許容範囲をできる限り減らし朝鮮と韓国において共同で使う部分を多く増やし、相違する部分は合理的な方に従う総体的原則」と述べている。

上で見たように、これらの規範集では「国内で朝鮮語を使っている人々の需要と時代的要求」・「わが国の言語生活の具体的実情」・「わが国の言語生活の現実的要求」(1996年規範集)、「国際的交流に助けとなるようにしなければならない」(2007年規範集)、「現在の言語実態」・「朝鮮半島との共同成分を増やし」(2016年規範集)といった方針が提示されている。

「朝鮮半島との共同成分を増やし」・「朝鮮と韓国において共同で使う部分を多く増やし」というフレーズに代表されるこれらの文言は、一見すれば、平壤文化語・ソウル標準語の両者との共通性を増やすことを指しているように読むことができる。2016年規範集で、附録として「韓国と朝鮮の綴字法合意案」・「韓国と朝鮮の外来語合意案」・「韓国と朝鮮の分かち書き合意案」³¹を収録していることはその反映と言えよう。

しかし、中朝間と中韓間の人・物・情報の流動からの中国朝鮮語への影響力を想起すれば、前掲の「海外から大量の外来語が押し寄せてきて」という時の「海外」は明らかに韓国のことであり、これらの「需要と時代的要求」・「具体的実情」・「現実的要求」・「国際的交流」・「現在の言語実態」というのは、実質的には韓国の朝鮮語を念頭に置いていることが透けて見える。

植田(1996:281)では、それまでの語彙規範化において、「ピョンヤンのことば」を基準としつつ、「中国の実情」を考慮するという原則から生ずる矛盾により実際の規範化は揺れを持ったものになることを指摘した。20年を経た現在において、圧倒的な漢語からの影響に加え、韓国の朝鮮語との折り合いを如何につけるかという点も中国の「言語生活の具体的実情」・「言語生活の現実的要求」というものの内実の多くの部分を次第に占めるようになってきたことがわかる。

このように、中国朝鮮語は1996年規範集で「平壤のことば」の縛りを外し、「中国朝鮮族の意思交換」・「朝鮮民族全体の意思交換」に軸足を置き換えた後、20年かけて緩やかに規範化方

³⁰ 前掲「朝鮮語新規範、12月出帆実施の展望」

³¹ これらは前述の南北朝鮮で共同編纂中の『はらからことば大辞典』の編纂過程での合意事項である。附録にはこれらの合意事項のほか、「韓国で規範化した漢字語・日本式漢字語および外来語」も収録されている。

針を転換させてきたと見做せる。

6. おわりに

中国の朝鮮語規範化は3. で見たようにトップダウンで行われ、その結果である規範集は「国内の朝鮮語使用で必ず守らなければならない規範」(2016年規範集「前書き」)とされる。これらの規範の制定・実行・普及・メンテナンスには並々ならぬ労力とコストが注がれている。

その一方で、従来の漢語からの影響に加え、ことに中韓外交関係樹立以降には大量の韓国の朝鮮語からの影響が押し寄せてきている。さらに、メディアや情報伝達手段の発達によって、その影響の量や伝達速度も従来をはるかにしのぐ状況となっている。

このような状況の下で、語彙規範化を絶えず行わなければ、中国朝鮮語は漢語、さらに近年は韓国の朝鮮語の影響にのみ込まれるという危機感が生じよう。2016年規範集の執筆者のひとりである金永寿自ら、韓国の規範の影響により、中国朝鮮語の規範は未だかつてない衝撃を受け、かつての拘束力を失ったのみならず、朝鮮語・文字の使用の混乱という局面に対し為すすべもないと慨嘆している(金永寿 2012:28)³²。しかしながら、植田(2016b)でその一端を見たように、言語使用を「拘束力」によって統制するということは事実上困難である。その結果、絶え間ない規範、とりわけ語彙規範更新の必要と新たな実情とはいちごっこの様相を呈している。このような状況の中で、実務で最も求められるのは語彙の対照表であろう。しかし、4. で見たように、2016年規範集では従来の規範集に収録していた各項目の一覧である統一案や統一案漢朝対照表を大幅に削除している³³。そこに示される語は定着するものもあろうが、実生活では使われないものも少なくないという規範化した語彙の姿を暗示している。

このような波にさらされる中、2016年規範集では4則、特に分かち書きの修正でも、朝鮮半島との共同成分の増加という名目上の方針の下で実質上ソウル標準語への接近へと舵を切った。北京のある出版社の編集者(33歳)の2016年規範集に対する「初期なのでまだ混乱する部分はないわけではないが、言語生活の現実的要求にマッチさせて規範化されたようで、特に朝鮮や韓国との共同成分を随分増やしたのでインターネットを通じた資料検索が便利になった。」³⁴ということばはこの転換の持つ意味を暗示しているように感じられる。

また、民族自治地域では、延辺朝鮮族自治州朝鮮言語文字事業条例などの条例でも規範化を下支えしようとしている。例えば、写真1・2は延吉市のホテル名表示でホテルにあたる部分の漢語「大酒店」が逐語訳(대술집)から朝鮮語での外来語(호텔)に変更された例である。しかし同時に、写真3のようにホテル前のバス停の表示は変更されていないという現象も見られる。

³² 2. で示したように、ピーク時の1985年には5万冊であった規範集の発行数が、民族語出版の厳しい状況と相まってか、近年は1000余冊に止まっていることも表裏一体の関係にある。

³³ 2016年規範集の「前書き」では1・2冊の規範集による規範化の限界を率直に述べ、「補充規範が出るだろう」と続けている。これは1985年規範集に対する『朝鮮語語彙規範集(1)』のようなものが出版される可能性を示唆している。

³⁴ 「新しい朝鮮語規範正式発行」(「延辺日報」ウェブサイト、http://www.iybrb.com/news_vew.aspx?id=54115、日付:2017.2.23 16:31:36、2018年5月1日最終接続)*

さらには、写真4・5のような珍奇なものや朝鮮



写真1 大酒店 → 대술집 (2015. 8)



写真2 大酒店 → 호텔 (2017. 8)



写真3 大酒店 → 대술집 (2017. 8)

文字で書かれてはいるが朝鮮語としてまったく意味をなさない文字を併記した例すらある³⁵。

前述の金永寿の慨嘆のように、中国朝鮮語の規範語は漢語と韓国の朝鮮語、さらには口語の朝鮮語による影響から、規範や条例を支



写真4 延大名优小吃
→ 연이름우전채 (2017. 8)



写真5 弘昌汽车养护
→ 요조며자바조 (2017. 8)

えにしたいわば精神論³⁶による絶え間ない「統制」というトップダウンの人為的な力で多大な労力とコストを注いで保たれている。

以上で見たように、2016年規範集の中で、頭音法則不適用に代表される平壤の規範由来の枠も維持しつつ、4則は南北との共同成分増加の方針の下、事実上、実際に影響の多い韓国の規範への部分的接近へのシフトという側面を持ち、語彙規範は漢語とともに韓国の朝鮮語からの影響への対策という側面が出されている。そのため、一部文字の名称・配列順序の変更などでは従来の3規範2系統が3系統になり、一見いずれの規範とも乖離が広がった感がある。しかし、2007年規範集までは平壤文化語の規範と同じであった「ㄱ」等の濃音を表す子音字の名称が2016年規範集の修正により、平壤文化語의된기음でもソウル標準語의쌍기역でもない쌍기음という折衷案になったことは中国朝鮮語とその規範の性格を如実に表している。金哲俊(2017:6)のいう「伝統と實際を十分に考慮」という、このような性格はいわば苦肉の策であり中国朝鮮語の地政学的・政治的・経済的・歴史的環境から生み出された知恵でもある。中国朝鮮語は漢語や韓国の朝鮮語からの影響の渦の中にあるが、そこから生み出される南北朝鮮の朝鮮語に先んじた試みは逆に共通の規範を考える上で重要な実験の意味を持つ。それを見る時、むしろ中国朝鮮語の持つ可能性と潜在力は小さくないであろう。

引用文献³⁷

³⁵ 植田(2015)ではこのような表示物を「どぼぞ」という概念を援用し整理した。また、植田(2016b)ではそれを基に延吉市の言語景観について略述した。これらはそこには見られなかった「アリバイ系」とでも呼ぶうるものである。写真はすべて本稿の筆者撮影。

³⁶ 金永寿(2012:203)に示された結論はおおよそ「…すべき」という方向性に規定されるものである。

³⁷ 朝鮮語文献には*を、漢語文献には※を末尾に付記した。漢字表記の朝鮮名は日本漢字音により配列した。なお、漢字表記が不明な場合には、本文中ともカナで表記した。

- 植田晃次(1996)「中国の朝鮮語規範化文献に見る規範制定者の「規範語」観」『国際開発研究フォーラム』6、名古屋大学大学院国際開発研究科
- 植田晃次(2000)「1990年代中国の朝鮮語規範化と語彙規範の問題点」『言語文化研究』26、大阪大学言語文化部・大学院言語文化研究科
- 植田晃次(2012)「明治期朝鮮語学習書・伊藤伊吉『独学韓語大成 全』の書誌学的研究」李東哲・権宇 主編『日本語文化研究』2(下)、延辺大学出版社
- 植田晃次(2015)「「どづぞ」な多言語表示から見る商品化された「やさしさ」 義永美央子・山下仁『ことばの「やさしさ」とは何か』三元社
- 植田晃次(2016a)「中国刊行朝鮮語文法書書目」『大阪大学言語文化学』25、大阪大学言語文化学会
- 植田晃次(2016b)「中国における言語景観小攷」『批判的社会言語学の潮流』大阪大学言語文化研究科
- [延辺人民出版社](1983)『図書目録 1947-1982』延辺人民出版社*※
- 金永寿(2012)『中国朝鮮語規範原則与規範細則研究』人民出版社※
- 金永寿・金莉娜(2015)『中国境内朝鮮語使用標準研究』延辺大学出版社※
- 金永寿(2018)「中国朝鮮語規範化研究についての考察」『中国朝鮮語文』2018-1、吉林省中国朝鮮語文雑誌社*
- 金光洙(2015)『中国朝鮮語発展歴史研究』延辺大学出版社※
- 金哲俊(2017)「新たに編纂された『朝鮮語規範集』の一部内容変化についての考察」『中国朝鮮語文』2017-3、吉林省中国朝鮮語文雑誌社*
- 熊谷明泰(1995)「中国における朝鮮語語彙規範の変遷」『県立新潟女子短期大学研究紀要』32、県立新潟女子短期大学
- 高永根(2000)『北韓および在外僑民の綴字法集成』亦楽*
- 太平武(2017)「中国朝鮮語の言語接触と規範化に対する若干の考察」『中国朝鮮語文』2017-1、吉林省中国朝鮮語文雑誌社*
- 池玉子 等(1992)『中国朝鮮語図書総目録 1947-1991』延辺人民出版社*
- 池光哲(2016a)『規範化研究(『中国朝鮮語文』叢書 20)』民族出版社*
- 池光哲(2016b)『規範化・二重言語研究(『中国朝鮮語文』叢書 21)』民族出版社*
- 北京大学朝鮮文化研究所(1995)『言語史(中国朝鮮民族文化史大系 1)』民族出版社*
- パク=キヨン(2016)「開化期日本刊行韓国語学習書<独学韓語大成 全>についての一考察」『ソウル学研究』64、ソウル市立大学ソウル学研究所*
- 宮下尚子(2007)『言語接触と中国朝鮮語の成立』九州大学出版会
- 吉本一(2012)「朝鮮語研究会の講義録と月刊雑誌について」『異文化交流』12、東海大学外国語教育センター異文化交流研究会
- 李守(2008)「漢字の国のハングル」『学苑』811、昭和女子大学近代文化研究所